

# 津市分別収集計画

令和4年6月8日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成28年度の一般廃棄物最終処分場及びリサイクルセンターの完成にあわせて、廃棄物の更なる適正処理の推進やリサイクル率の向上を図れるよう、様々な取組を進めてきたところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・環境教育の充実

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	17,909t	17,785t	17,661t	17,525t	17,388t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### ・環境教育、啓発活動の充実

小学校4年生を対象とした教育副読本の配布や、学校や自治会等においてごみ処理施設の見学会や分別排出等に関する学習会の開催等、ごみの減量化に関する意識を醸成するための啓発を徹底するとともに、環境教育活動にも積極的に取り組む。

### ・事業者に対するごみ減量化の意識付け

大規模事業者に対してごみ減量化に関する計画書の作成を指示し、ごみ減量化の意識付けを行う。

### ・容器包装プラスチックの分別徹底

平成28年度から実施している「汚れが取り切れる容器包装プラスチックは資源ごみとして排出し、汚れが取り切れないものは燃やせるごみで排出すること」について、家庭での正しい分別をわかりやすく説明し、資源物の回収量の増加を図りつつ、リサイクルに適した品質を確保できるよう広く周知する。

### ・ごみ分別アプリの導入

本市では令和元年9月よりごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入しており、通知等を活用し、市民へごみ減量、分別に対する意識づけを行う。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、市民の協力度、津市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	金属
主としてアルミ製の容器	
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	500 t		497 t		493 t		489 t		485 t	
主としてアルミ製の容器	807 t		801 t		796 t		790 t		784 t	
無色のガラス製容器	(合計) 562 t		(合計) 558 t		(合計) 554 t		(合計) 550 t		(合計) 546 t	
	(引渡量) 196 t	(独自処理量) 366 t	(引渡量) 195 t	(独自処理量) 363 t	(引渡量) 193 t	(独自処理量) 361 t	(引渡量) 192 t	(独自処理量) 358 t	(引渡量) 190 t	(独自処理量) 356 t

茶色のガラス製容器	(合計) 702 t		(合計) 697 t		(合計) 692 t		(合計) 687 t		(合計) 682 t	
	(引渡) 247 t	(独自処理) 455 t	(引渡) 245 t	(独自処理) 452 t	(引渡) 244 t	(独自処理) 448 t	(引渡) 242 t	(独自処理) 445 t	(引渡) 240 t	(独自処理) 442 t
その他のガラス製容器	(合計) 281 t		(合計) 279 t		(合計) 277 t		(合計) 275 t		(合計) 273 t	
	(引渡) 98 t	(独自処理) 183 t	(引渡) 97 t	(独自処理) 182 t	(引渡) 97 t	(独自処理) 180 t	(引渡) 96 t	(独自処理) 179 t	(引渡) 95 t	(独自処理) 178 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	32 t		32 t		32 t		31 t		31 t	
主として段ボール製の容器	1,525 t		1,514 t		1,504 t		1,492 t		1,481 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 38 t		(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t		(合計) 37 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 38 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 38 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 37 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 37 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 37 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 861 t		(合計) 855 t		(合計) 849 t		(合計) 843 t		(合計) 836 t	
	(引渡) 606 t	(独自処理) 255 t	(引渡) 602 t	(独自処理) 253 t	(引渡) 598 t	(独自処理) 251 t	(引渡) 593 t	(独自処理) 250 t	(引渡) 588 t	(独自処理) 248 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,832 t		(合計) 3,806 t		(合計) 3,779 t		(合計) 3,750 t		(合計) 3,721 t	
	(引渡) 2,121 t	(独自処理) 1,711 t	(引渡) 2,106 t	(独自処理) 1,700 t	(引渡) 2,092 t	(独自処理) 1,687 t	(引渡) 2,076 t	(独自処理) 1,674 t	(引渡) 2,059 t	(独自処理) 1,662 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直前年度(令和3年度)の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

(人口変動率は一般廃棄物処理基本計画より次のとおり設定した。)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
267,424人 (対前年度比)	265,579人 (対前年度比)	263,720人 (対前年度比)	261,689人 (対前年度比)	259,648人 (対前年度比)
98.00%	99.31%	99.30%	99.23%	99.22%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、子ども会、自治会等の市民団体による集団回収や自主回収が行われている。

る段ボール等については、引き続きこれらの団体が分別回収を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段 階	選別・保管等 段 階
金属	スチール製容器	金属	市・委託業者による定期 回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん	市・委託業者による定期 回収 市民団体による集団回収	市 民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	市・委託業者による定期 回収 市民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	ダンボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市・委託業者による定期 回収	市
	その他プラスチック製 容器包装	容器包装 プラスチック	市・委託業者による定期 回収	市

#### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

津市リサイクルセンターにおいてペットボトル・プラスチック製容器・ガラス製容器の選別・圧縮・保管を行っている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	金属	袋	パッカー車	リサイクル センター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋	パッカー車	リサイクル センター
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器包装	飲料用紙パック	縛る	パッカー車	民間業者
段ボール	ダンボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	リサイクル センター
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装 プラスチック			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- ・各種委員会等において結果を公表し、これに対し市民や事業者から寄せられた意見や要望をさらなる容器包装廃棄物の減量化に反映させるよう努める。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付を行う。